

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

国民年金

△学生の皆さんへ▽

大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校在学する20歳以上の学生で保険料の支払いが困難な方は、本人の所得が一定以下であれば、学生の間で支払いが猶予され、後払いできる学生納付特例制度があります(手続きは毎年度必要。承認された期間は年金の受給資格期間になり、10年以内であればさかのぼって納付できます(3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算が付きます))。

希望する方は、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可、本人自署の場合は不要、学生証か在学証明書、所得証明書(本人に前年所得がある場合のみ)、離職した方は雇用保険受給資格者証などを持参し、お住まいの区の区役所年金係へ申請してください。

希望する方は、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可、本人自署の場合は不要、学生証か在学証明書、所得証明書(本人に前年所得がある場合のみ)、離職した方は雇用保険受給資格者証などを持参し、お住まいの区の区役所年金係へ申請してください。



職員募集

市職員・市立学校教員・市立札幌病院職員

申込書の郵送を希望する場合、市職員は「(試験区分名)試験案内請求」、教員は「公立

学校教員願書請求」、病院職員は「(希望職種)試験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、市職員と教員は140円分、病院職員は120円分の切手を貼った角型2号)を同封し、各申込先へ送付。

■市職員(大学の部、資格・免許職)

募集職種①大学の部(一般事務(行政、福祉)、学校事務、一般技術、消防吏員、資格・免許職)②保健師。

受験資格①は大学卒(見込みを含む)などで、昭和60年4月2日以降生まれの方。消防吏員は身体基準あり。②は保健師の免許を所有(来年6月までに取得見込みを含む)する、昭和60年4月2日以降生まれの方。

試験日程1次(筆記) 6月22日(日)、1次合格発表 7月最終合格発表 8月中旬

5月9日(金)から区役所、大通証明サービスコーナー(地下鉄大通駅南北線コンコース内)、東京事務所(東京都千代田区有楽町2東京交通会館内)などで配布する申込書を、5月20日(火)(消印有効)まで。

申込先 区任用課(市役所内) 1次(21)3143、HP

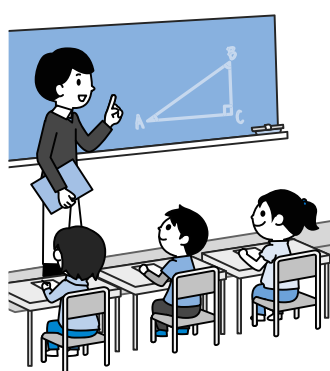
市職員(文化財調査員)勤務場所 埋蔵文化財センター(中央区南22西13)など。

対平成26年7月までに大学を卒業(見込みを含む)し、埋蔵文化財の発掘経験のある、昭和59年8月2日以降生まれの方若干名。

1次試験 6月9日(月) 5月1日(木)から市役所11階人事課、HPで配布する申込書を、5月30日(金)(必着)まで。

申込先 区任用課(市役所内) 1次(21)2072

市立学校教員



区分 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校(小学校、中学部、高等部、自立活動)の教諭と養護教諭。

教員免許を所有しているか、来年3月31日(火)までに取得見込みの方で、昭和50年4月2日以降に生まれた方(高等学校「自立活動」の受検者は昭和40年4月2日以降生まれ)。

試験日程 1次 6月29日(日) 1次合格発表 7月下旬、最終合格発表 10月下旬。

5月9日(金)から教職員課、東京事務所などで配布する願書を、5月19日(月)30日(金)に持参。送付は5月29日(木)(消印有効)まで。

市議会の動き

第1回定例会

3月11日以降に可決された議案など

平成26年度予算のほか、「札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案」、「通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書」、「東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書」など、合計48件の議案などを可決しました。また、平成26年度の常任委員会、議会運営委員会の委員および委員長を選任を行いました。

委員会委員名簿は、6月号に掲載します。

委員会の主な活動状況 (3月11日～4月10日)

総務委員会 (3月18日) 「特定秘密保護法の施行停止と撤廃について政府への働きかけを求める陳情」の初審査を行い、採択すべきものとなりました。

経済委員会 (3月12日) 札幌市交通事業経営計画(案)について、交通局から説明を受け、質疑を行いました。

◆第一部・第二部予算特別委員会 (3月11日～26日) 平成26年度予算案などを審査しました。

意見書とは? 市民生活や市政に直接関わる問題があっても、市だけでは解決できないことがあります。

このような場合、国会や政府などの関係機関に対処や改善を求めるため、地方自治法第99条に基づき意見書を提出し、市議会としての意思を表明しています。

政務活動費の収支報告書 市議会各会派に交付している政務活動費の収支報告書と領収書の写しを閲覧できます。平成25年度分は6月2日(月)から公開します。閲覧場所・時間 市役所15階 議会図書室。8時45分～17時15分(平日のみ)。

第2回定例会のお知らせ 平成26年第2回定例会は、5月16日(金)から30日(金)まで開かれ、各会派の代表質問は、5月21日(水)から3日間行われる予定です。

議会事務局 (21)3164